



## 指標の分析

令和3年中の心原性かつ市民による目撃のあった心肺機能停止傷病者の社会復帰率は10.6%で、令和2年中の数値より2%増加した。今後も社会復帰率を上げるためには、適切な応急手当が実施できるバイスタンダーの養成を図り、その場に居合わせた市民による早期除細動の実施に加えて、ドクターカーの効果的運用や消防隊と救急隊との連携強化等に今まで以上に取り組む必要がある。更には、指導的立場にある救急救命士を中心として、救急業務に関わる職員の教育体制を充実させるとともに、処置範囲拡大に対応した救急救命士を計画的に養成する等、救急活動全体のレベルアップを図る必要がある。

## 4. 施策の評価

### これまでの主な取組と成果

- ①救急車両更新事業では、車両整備計画に基づき、高規格救急自動車3台(山口分署、狭山消防署、飯能日高消防署)及び高度救命処置用資機材2式(山口分署、狭山消防署)を更新した。
- ②救急活動事業では、心原性かつ市民の目撃のあった心肺機能停止傷病者のうち1か月後の社会復帰率が10.6%であった。また、救急医療機関等との連絡調整、消防局の救急統計に関する事務等を行った。
- ③メディカルコントロール協議会運営事業では、同協議会が主催する研修会において、参加予定者に対する参加率100%を達成した。
- ④救急救命士教育事業では、計画に基づく指導救命士の養成率100%を達成した。また、新規救急救命士養成のため、職員を救急救命士養成所へ派遣した。(東京研修所3名、埼玉県消防学校3名)
- ⑤救急隊指導事業では、院内研修予定者に対する修了率100%を達成した。
- ⑥応急手当普及啓発事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から応急手当普及員養成講習を中止した。

### 今後の課題

- ①救急車両更新事業では、救急自動車及び高度救命処置用資機材の老朽化が激しい状況であり、車両整備計画の見直しを随時行っていく必要がある。
- ②救急活動事業では、拡大する救急需要に柔軟に対応しつつ、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、救急隊員への教育訓練、バイスタンダーの養成等、事業をまたいだ総合的な対策を講じる必要がある。
- ③メディカルコントロール協議会運営事業では、救急救命士の増加や処置範囲の拡大といった病院前救護を取り巻く状況の変化の中、メディカルコントロール体制の充実・強化は重要な課題となっている。
- ④救急救命士教育事業では、救命効果を高めるため、指導救命士が救急隊員に教育を行い、全体の質を向上させる必要がある。また、傷病者の搬送を適切に行うため、救急救命士養成計画に基づき毎年6人の職員を教育機関に派遣する必要がある。
- ⑤救急隊指導事業では、救急救命士の有資格者が増えていく中で、再教育に必要な病院実習の時間数を確保するため、計画的な研修出向が必要である。
- ⑥応急手当普及啓発事業では、市民に対する応急手当の普及啓発について、心肺蘇生に関する新しいガイドラインに沿った普及啓発活動を行う必要がある。

### 今後の展開

- ①救急車両更新事業では、高齢化率の上昇に伴う救急需要の増大を見据え、今後も計画的に救急自動車及び高度救命処置用資機材を整備していく。
- ②救急活動事業では、救急業務検討委員会で提案された救急活動上の諸課題に対応するとともに、救急資機材の効率的な配備など病院前救護体制を総合的に強化していく。
- ③メディカルコントロール協議会運営事業では、研修会の開催、プロトコルの策定や見直し及び事後検証体制を強化することにより、救急隊員の技能向上を図り救命率の向上につなげていく。
- ④救急救命士教育事業では、指導救命士及び新規救急救命士を継続的に養成することで、より高い水準の市民サービスを安定的に提供していく。
- ⑤救急隊指導事業では、救急隊指導委員(医師)から、重度傷病者に対する救急救命処置を学ぶことにより、傷病者の救命率向上につなげていく。
- ⑥応急手当普及啓発事業では、新しいガイドラインに沿った応急手当普及員講習会を開催し応急手当普及員を養成する。修了した資格者が救命講習会での指導担当として活躍できる場を作っていく。

5. 構成事務事業の評価

事務事業名	主要施策名	事業種別	令和3年度	事務事業 評価/ 総合評価	有効 度	優 先 度
			決算額(千円)			
1 救急車両更新事業(消防局)	321 救急車両等の整備	行政管理(財産等管理/要綱等)	77,868	B 1	A	A
2 救急活動事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	11,349	A	B	A
3 救急活動事業(所沢中央消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	7,807	B 1	B	A
4 救急活動事業(所沢東消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	7,890	B 1	B	A
5 救急活動事業(狭山消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	7,868	A	B	A
6 救急活動事業(入間消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	7,569	B 1	B	A
7 救急活動事業(飯能日高消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	7,968	A	B	A
8 メディカルコントロール協議会運営事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(国・県等からの受託業務/法律等)	1,368	A	B	B
9 救急救命士教育事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	13,227	B 1	B	B
10 救急隊指導事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	10,875	B 1	B	B
11 応急手当普及啓発事業(消防局)	323 応急手当の普及促進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/要綱等)	0	B 3	B	B
12 応急手当普及啓発事業(所沢中央消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	448	A	B	B
13 応急手当普及啓発事業(所沢東消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	859	A	B	B
14 応急手当普及啓発事業(狭山消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	148	A	B	B
15 応急手当普及啓発事業(入間消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	188	A	B	B
16 応急手当普及啓発事業(飯能日高消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	341	A	B	B
17			0			
18			0			
19			0			
20			0			
小 計			155,773			
合 計			155,773			

構成事務事業の 適応性	救急車両等の整備、救急業務高度化の推進、応急手当等の普及促進及び救急救命士新規養成等の各事務事業の取り組みは、救急活動体制の充実強化に向けて着実にその成果が表れており、構成事務事業としての適応性は高いものと評価する。
----------------	--